

西海市教育委員会（令和８年第３回定例会）会議録

期 日： 令和８年３月２６日（木） 午前９時００分開会

場 所： 西海市教育委員会 ３階大会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 熊本 英哲、山下 健悟
副参事 長岡 竜児（書記）
学校教育課 課長 高尾 晃
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 白濱 義晴、岩下 淳

傍聴者： なし

１．開会

○教育長

それでは、令和８年第３回定例会教育委員会を開会いたします。

２．会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に谷口委員、武宮委員を指名します。よろしく願います。

なお、会議録は、各委員への事前送付及び指名委員の署名により承認されたものとみなします。

３．会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日１日限りといたしますがご異議はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日１日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして諸報告を行います。お手元の教育長一般報告3月分をご覧ください。

月日	曜	項目
2月22日	日	中浦ジュリアン祭・敬老会
		第8回 新春踊り初め
2月24日	火	第10回校長会研修会
2月25日	水	令和8年度当初予算 記者発表
		西彼杵高等学校女子バレーボール部表敬訪問
		七釜鍾乳洞ロードレース大会実行委員会
2月26日	木	第4回ながさきピース文化祭西海市実行委員会
		第2回第三期教育振興基本計画策定委員会
2月27日	金	令和8年第1回市議会定例会本会議
		令和7年度西海市表彰
3月1日	日	第21回さいかいシティウォーク
		西彼杵高等学校卒業式
3月2日	月	教頭会研修会
3月3日 ～5日	火～木	令和8年第1回市議会定例会 一般質問
3月6日	金	令和8年第1回市議会定例会本会議 質疑・委員会付託
3月7日	土	土曜学習閉講式
3月8日	日	日米交流演奏会2026 in西海
3月9日	月	臨時校長会
3月10日	火	令和7年度長崎県教育委員会表彰における教育長表彰
3月11日	水	時和特別支援学校（小中学部）卒業式
3月13日	金	江島中学校卒業式オンライン傍聴
3月14日	土	大島こども園卒園式
3月15日	日	黒口郷敬老会
3月17日	火	西海東小学校卒業式
3月18日	水	第2回学校・家庭・地域連携協力推進事業運営委員会及び第5回社会教育委員会

3月19日	木	令和8年第1回市議会定例会本会議 採決
3月23日	月	派遣職員等辞令交付式及び勤続25年表彰式
3月24日	火	令和7年度第2回DX推進本部会議

3月分については以上でございます。何か今の報告につきまして、質問等ございますか。
(質疑なし)

よろしいですか。それでは、以上で諸報告を終わります。ただいまから議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】議案第3号「西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第1、議案第3号「西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」継続審議分を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

皆さんおはようございます。本日は議案数が17件ということで大変多くございます。できるだけ要点をついた提案理由の説明に努めたいと思いますので、よろしくお願いします。併せて、本日配布をしております発議要因一覧で、同じ区分になっている内容については、提案理由を省略する場合がありますので、この一覧表を見ながら、実際どのような要因でこの議案が提案されたかというのを把握して、審議をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは議案第3号「西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」です。これについては、継続審議でお願いをしております。議案の件名、組織の一部改正という形で、第1回の定例会の折には提案をさせていただいたところなんですが、組織規則等、ということで議案件名は変更させていただいております。ですので、1月の提案内容とは若干違ってまいりますので、そこを含んで審査をお願いしたいと思います。

提案理由につきましては、西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定により、スポーツ振興部門を市長部局へ移管すること、また防災食育施設の整備に本格的に着手すること等、教育委員会事務局の組織を改編することに伴い、西海市教育委員会事務局組織規則及び関係規則における所要の改正をしようとするものです。具体的な改正のポイントを25ページからまとめておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

ポイント1として、今回の改正の理由をまとめております。提案理由と重複する部分がありますので、若干割愛させていただきますが、本件改正に関連して、西海市公印規則として

おりますが、西海市教育委員会公印規則に訂正をお願いします。次も教育委員会電子公印規則と修正をお願いしたいと思います。組織規則の改正とあわせて、これら公印あるいは電子公印の規則も併せて改正を行うものです。

ポイント2として、今回の改正の主な内容をまとめております。改正規則の第1条関係として、教育委員会事務局組織規則の改正を行っております。まず1つ目、理事の新設です。教育行政の基本政策及び重要方針の審議決定に参画し、教育長の命を受けて、特に重要で専門的な事務を、関係部署を統括して掌理するものとして、理事を必要に応じておくことができる旨の規定をしております。

次に、組織及び組織名称の変更を行っております。まず教育総務課教育財務班を教育総務課教育施設整備班に改称しております。学校教育課指導班を学校教育課学務班及び指導班の2班体制に変更をしております。また、社会教育課文化スポーツ班を社会教育課文化・体育施設班に改称しております。

次に、事務分掌の変更になります。学校教育指導班の所管であった、学校給食調理場の整備及び維持管理に関することについて、そのうち整備に関する事務を分割し、教育総務課教育施設整備班に移管します。教育総務課教育総務班所管であった、児童生徒の就学援助に関する事務及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務を、学校教育課学務班へ移管します。また、調査及び統計に関することのうち、学校基本調査等に関する事務を学校教育課指導班へ移管します。学校教育課においては、課の予算編成及び執行に係る調整事務の新設や、教科用図書の採択及び無償給与並びに教材の使用に関することについて、無償給与に関することを分割して学務班の担当とするなど、課内における事務分担の調整も行っております。

最後に、社会教育課文化スポーツ課班で所管をしていた、以下の事務を地域振興部地域振興課へ移管します。これは特例条例の関連になります。

次に、第2条関係、27ページ中段に記載しておりますが、西海市教育委員会公印規則のスポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員会に係る公印を廃止するとともに、スポーツ施設審議会の公印を新たに規定します。この公印の廃止につきましては、教育委員会の公印を廃止して、市長部局で新たに公印を設ける予定になっております。

第3条関係として、西海市教育委員会電子公印規則の改正になりますが、市の組織機構改革に伴い、関連する部署名を変更しております。

ポイント3として、施行時期をまとめております。西海市教育委員会事務局組織、西海市教育委員会公印規則における関係公印の廃止及び西海市教育委員会電子公印規則における部署名の変更ににつきましては、令和8年4月1日から、西海市教育委員会公印規則における公印の追加は、令和8年8月1日から施行を予定しております。なお、スポーツ推進審議会の公印につきましては、それ以前から継続して調査・審議及び建議すべき事務、具体的に申し上げますと、社会体育施設プールの在り方についてということで、もうすでに審議会のほうに諮問しておりますので、この事務が終了するまでの間は効力を有する旨の経過措置も設けているところです。以上、本議案の提案理由についての説明を終了いたします。

なお、2ページ以降の改正規則や、新旧対照表の説明については割愛させていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第3号の説明がありましたが、非常に多岐にわたる変更がございますけども、質疑等はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

質問ではないんですが、前回この理事の位置付けっていうのが少し曖昧であったので、今回ここでしっかりと定義されたということで、納得しました。ありがとうございます。

○教育長

他にございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議案第3号「西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第2】議案第4号「西海市教育委員会事務決裁規程及び西海市文化財保護連絡調整会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第2、議案第4号「西海市教育委員会事務決裁規程及び西海市文化財保護連絡調整会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」継続審議分を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第4号「西海市教育委員会事務決裁規程及び西海市文化財保護連絡調整会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」になります。これについても継続審議になります。あわせて、議案第3号と同様に議案件名の修正を行っております。提案理由につきましては、先ほどの議案第3号と同様ですが、違うところが、またというところ、これに合わせ、西海市文化財保護連絡調整会議設置要綱の一部を改正しようとするもの、というところがちょっと違うところになります。本議案につきましても、74ページ、ちょっと飛ぶんですが、74ページの改正のポイントをご覧になっていただきたいと思います。

ポイント1、今回の改正の理由につきましては、提案理由と同様ですので割愛させていた

だきたいと思います。ここで前回の第3号と違うところですが、76ページ、第2条関係、西海市文化財保護連絡調整会議設置要綱の改正の内容ですが、社会教育課の班の名称を、文化スポーツ班から文化・体育施設班に変更したといったところが大きな変更点になっております

この事務決裁規程につきましては、市の事務決裁規程が変更になったことを反映させた内容も含まれておりますので、そこも含んでご審議いただければと思っているところです。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第4号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第4号「西海市教育委員会事務決裁規程及び西海市文化財保護連絡調整会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第15号「西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

○教育長

日程第3、議案第15号「西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第15号「西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、学校保健安全法第23条の規定により、小学校、中学校には学校医等を置くこととされているため、別紙のとおり委嘱しようとするものです。なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日とするものです。これにつきましては、3ページ以降が事前配布の際に漏れておりましたので、本日配付した議案を参照していただきたいと思います。2ページが学校医の名簿案になります。任期につきましては、すべての方が先ほど言ったように、令和8年4月1日から9年の3月31日に変更になっております。

各学校で変更になっている学校医の先生ですが、6番と7番西海北小学校と西海小学校、そして9番大崎小学校、12番雪浦小学校がそれぞれ変更になっております。これら学校医につきましては、医師会の推薦を受けて本日提案をしている形になっております。

次に3ページ、学校歯科医ですけれども、これにつきましては、任期の変更と10番大崎中学校の変更がございます。

次のページをご覧くださいましてよろしいでしょうか。4ページが学校薬剤師の名簿の案になります。任期の変更とあわせまして、大瀬戸小学校、雪浦小学校、そして大瀬戸中学校がそれぞれ変更になっております。

学校歯科医も薬剤師につきましても、それぞれの歯科医師会あるいは薬剤師会等の推薦をいただいて、同様に委嘱をしようとするものです。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第15号の説明がありましたが質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第15号「西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第4】議案第16号「西海市スポーツ推進委員に関する規則及び西海市スポーツ推進委員会運営規則を廃止する規則の制定について」

○教育長

日程第4、議案第16号「西海市スポーツ推進委員に関する規則及び西海市スポーツ推進委員会運営規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第16号「西海市スポーツ推進委員に関する規則及び西海市スポーツ推進委員会運営規則を廃止する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定により、スポーツ振興部門を市長部局へ移管することに伴い、教育委員会の関係規則を廃止しようとするものです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第16号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第16号「西海市スポーツ推進委員に関する規則及び西海市スポーツ推進委員会運営規則を廃止する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第5】議案第17号「西海市スポーツ大会出場補助金交付要綱等を廃止する告示の制定について」

○教育長

日程第5、議案第17号「西海市スポーツ大会出場補助金交付要綱等を廃止する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第17号「西海市スポーツ大会出場補助金交付要綱等を廃止する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、議案第16号と同様の提案理由になります。関係要綱を廃止するという内容になっております。なお、議案第16号も同様なのですが、同じような規則あるいは要綱等を市長部局で制定する予定になっておりますので、あわせてご報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第17号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第17号「西海市スポーツ大会出場補助金交付要綱等を廃止する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第6】議案第18号「西海市スポーツ推進委員被服貸与規程を廃止する訓令の制定について」

○教育長

日程第6、議案第18号「西海市スポーツ推進委員被服貸与規程を廃止する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第18号「西海市スポーツ推進委員被服貸与規程を廃止する訓令の制定について」です。本議案の提案理由ですが、先ほどと同様に関係規定を廃止するというものです。あわせて、市長部局において、同様の規定を制定する予定になっております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第18号の説明がありました。質疑はありませんか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

すいません、もうちょっと早く質問すればよかったんですが、この組織の改編、ちょっとまだうまく飲み込めていないので、簡単に教えていただきたいんですが、今回組織機構が変わるということで、人員の配置や業務量というのが、どんなふうになるのかというのを知りたくて、教えていただければと思います。

○教育長

教育次長。

○教育次長

例年、各課各班の業務量調査というのを総務部で実施しています。これはこういったことかといいますと、例年取り組む事業もあれば、新たな事業が発生する部署もあります。あるいは、例えば建設事業であったり、計画が定まった事業であったりというのは、逆にその事業が廃止になって業務量が減るという、そういったところの状況を把握するため、毎年そういった調査をかけているところです。細かくこういった事務にどれだけの人員が必要になってくるのかというところを、実際時間数で換算をしたところで毎年調査する形になってます。例年そういった状況にあるということを前提条件として、聞いていただきたいところなんです。あわせて、今回の組織の改編、スポーツ振興部門を市長部局に移管する関係で、大きく変わったところですが、そのスポーツ振興に係る業務量というのは一定数ございますので、そこを人員としてどういうふうに把握をするのかというところなんです。実質今年度と来年度、社会教育課の配置、職員数の配置としては、現在の文化スポーツ班の職員数が1名減という整理をさせていただいております。

また、教育総務課と学校教育課の職員の定数なんですけれども、これについては変更なし。ただし、それぞれの課の間で業務の分担を整理していくような形になっております。

で、それぞれの課の全体の数自体は変わらないんですが、業務量が変わってくる。あわせて、教育総務課においては、教育総務班が1名減、現在の教育財務班、4月以降は施設整備班という形になるんですけれども、そこで総務班が1名減で施設班のほうに1名増という形になっています。ですから、教育委員会事務局としましては、定数上は全体で1名減という形になっているところです。以上でございます。

○教育長

ただいまの説明でよろしかったですか。

○武宮委員

はい。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第18号「西海市スポーツ推進委員被服貸与規程を廃止する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第7】議案第19号「西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第7、議案第19号「西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第19号「西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、食材費の高騰により、現状の学校給食費による学校給食の提供は難しい状況であることや、教育の質の確保の観点などから、現状の食材費に応じた学校給食費へ改正を行うものです。本議案につきましても、23ページの改正のポイントをまず見ていただいてよろしいでしょうか。

まずポイント1として、別表第1、本則の第8条関係の改正になりますが、ここをまとめ

ております。アレルギー等による学校給食の一部を停止したときの減額対象の区分、児童生徒と同様の学校給食を受ける教職員、あるいは給食センターの職員の減額対象の区分を新たに追加しております。

ポイント2、標準単価の改正を行っております。改正の推移については表にまとめているとおりです。令和6年9月において、児童と同様の給食を受ける教職員等については290円、生徒と同様の給食を受ける教職員等については360円としたところ、令和8年4月1日から、児童については305円、同様の給食を受ける教職員等については330円、生徒については300円、生徒と同様の給食を受ける教職員等については410円に改正をしたいと思っております。

ここで、その児童分につきましては、県から交付される給食費負担軽減交付金、いわゆる給食無償化に係る国の支援金になります。これについては、1人当たり月額5,200円という金額が示されておりますので、これを活用します。また、それを上回る部分については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てるということで、実質的に児童の負担はゼロになるという予定をしております。

生徒分につきましては、改正を据え置くという形で考えております。実際は、食材費等については、それより多くなるような形なんですけれども、不足する給食費については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てるということで、実質的に負担、給食費の高騰にかかる負担の追加のないよう計画しているところです。

次のページ24ページをお開きください。ポイント3として、標準回数の改正を今回行いたいと思っております。中学校と特別支援学校の中学部、これまで年間187回給食を実施していたところですが、学校行事とかのこれまでの実績等を考慮して、183回に回数を減らすという形で考えております。ただ、あくまでここは標準回数という形にしておりますので、必ず183回提供しなければいけない、それ以上は提供できないというわけではございません。

ポイント4、每期納付額及び納期限の改正になります。先ほどの標準単価の増額に伴い、別表第2で每期納付額を改正しております。また、第11期の納付額については、年度内の提供回数にかかわらず、定額を徴収するよう規定を改正したいと考えております。改正後の金額については表に記載のとおりです。あわせて、納期限を毎月10日、翌月の10日としておりましたところを、当月の月末に改正したいと考えています。

それと、備考の追加ということで、ここは学校給食費のいわゆる無償化に関わる部分になるんですが、保護者から徴収する学校給食費から国又は地方公共団体が負担する、給食費負担軽減に係る補助及び交付金で充てられる額を除くという文言を追加してます。金額が明示されていても、実際は国からの交付金等を充てて、最終的にその差引きで保護者の負担を算出するという考え方になっております。

ポイント6として施行時期ですが、この改正規則の第1条の規定、これは減額をする、要は給食を食べないところの減額部分の規定につきましては、公布の日から施行をして、さかのぼって令和7年4月1日から適用する形で考えております。第2条の規定につきましては、8年、本年4月1日から施行して、同日以降に実施される学校給食に係る経費として徴収する学校給食費から適用をするという内容になっております。

次に、新旧対照表をご覧くださいと思います。11ページになります。まず第

1 条、西海市学校給食費徴収規則の一部改正になります。これについては、別表第 1 の改正になります。先ほど説明したように、給食費から減額される額、これまで規定がなかった児童と同様の学校給食を受ける教職員と、あるいは生徒と同様の学校給食を受ける教職員等の列を新たに追加する、この追加によって、あらゆるアレルギーで実際その物を食べられない教職員も中にはいらっしゃいます。そういったところで減額をしっかりとさせていただくということで、昨年の 4 月に遡及して適用させていただきたいと思っていますところ。12 ページに、第 2 条西海市学校給食徴収規則の一部改正の内容をまとめております。まず第 6 条の第 2 項、ここについては、児童が 250 円を 305 円に増額する予定です。児童と同様の学校給食を受ける教職員等が、290 円から 330 円。生徒は据え置くという形で、生徒と同様の学校給食を受ける教職員等については、360 円から 410 円に増額をする内容になっております。また第 3 項で、中学校及び特別支援学校中学部への提供回数を 187 回から 183 回に改めることにしております。また、学校給食の停止等、第 7 条、学校給食の一部停止、第 8 条等についても、実際その保護者から提出していただく停止届等の取り扱いに一部見直しを図ったところになっております。また、別表第 1、別表第 2 の内容につきましては、先ほど説明いたしましたので省略をさせていただきたいと思います。17 ページ以降につきましては、各種様式、学校給食の申込書であったり、停止届であったりとか、そういった様式の改正も併せて行いたいと思っていますところ。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま議案第 19 号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

ご説明いただいたところの確認なんですけれども、まず改正のポイントのところ、生徒のほうは、300 円の改正なしでこれは基本的に徴収する。経費のほうで上がる分については、交付金を充てていくという理解でよろしいでしょうか。問題は、というか私の理解のほうで整理したいのが、この児童のほうなんですけれども、ご説明があったように、いわゆる基準額は上げていきますよ、ただし、県からの交付金、これは月額 5,200 円でちょうど徴収額と同額になるわけなんですけれども、また別途国からの地方創生臨時交付金で、これは経費を上回る部分を補填されるという意味合いなのかなと思います。

結果として児童のほうについて相殺をした形で、徴収なしになるでしょうという理解でよろしかったですかね。ただ、ご説明の中に算出してとかいう言葉がたくさん入ってきたんで、何かこれをはみ出したらまたとるのかなとか、なんかちょっとそういうニュアンスにも聞こえたもんですから、すいません。

○教育長

教育次長。

○教育次長

改正のポイント、23ページを再度見ていただいてよろしいでしょうか。ここに令和8年4月1日の児童と、児童と同様の給食を受ける教職員等、305円と330円という金額を掲載しております。305円というのが、月額では5,200円になります。ですから、5,200円分は国の交付金で賄うと。ただ、実際給食費を計算しますと330円になるんですよ。その差額25円分、1食当たり25円分については、国の交付金を来年度は充てるということで、実質的に無償化するという取扱です。中学校においては、まだ国の無償化が実施されませんので、このような状況においては、給食費の増額というのはできないと据え置いて、据え置いたその差額分については、国の交付金、物価高騰対応の交付金を来年度は充てる予定になっております。

実際の国の動向、要は令和9年度以降どのようなようになるのかっていうのが、まだまだ情報が全然出てきていない状況で、中学校の部分がいづつ実質無償化になるのかっていう情報が出てきてませんので、そこについては国の動きを注視していきたいと考えてるところです。以上でございます。

○北島委員

わかりました。保護者の皆さんに対しては、もう少しシンプルな説明になるので誤解はないのかなと思うんですけども、小学校の児童に関しては、無償ということでご理解いただけるように、よろしくお願いします。

○教育長

他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第19号「西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第8】議案第20号「西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第8、議案第20号「西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第20号「西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市奨学資金貸付基金条例の改正に伴い、題名の変更や過不足のある規定及び様式を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。これにつきましては、32ページ以降の新旧対照表で、改正内容の説明をさせていただきたいと思っております。

まず32ページ、規則の名称を変えております。奨学金の名称を西海市奨学資金としていたところを、西海市あらかぶ奨学金に改めております。

次に第3条、学校等の種類を分割したり、あるいは追加したりしております。まず、旧規定の1号、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校、これは高校に分類できる学校と大学に分類できる学校を1つにまとめた規定になっております。これを新規則において、1号、2号、要は高校に該当する学校、大学に該当する学校に分割をさせていただいております。なぜかといいますと、貸付金、これは別表のほうで規定をしておりますが、高校への貸付金の限度額、大学への貸付金の限度額が違っております。これまで別表でこの大学と高校を分けるという手法の規定をしていたところを、本則第3条で改めてしっかりと分けるという改正を行っております。また、同じ条の第9号、ここに船員の養成に係る学校を新たに追加させていただいております。これにつきましては、交通船や、あるいは市内の船舶事業者の人員確保が課題であるという声をいただいております。そういったところを含めて、それに係る専門的な学習を行う学校に通学する生徒についても対象にするという改正をさせていただいているところであります。

次に第4条の改正については、奨学金の名称の変更に伴うものです。次の34ページを開いてください。第12条第2項第3項の追加につきましては、償還事務を管理する上で必要と思われる各種様式、届出書というのを新たに整備して、債権管理を適正に行うということで、様式を追加させていただいているところであります。

次に第15条、返還の免除。ここは、条例において新たな視点を入れるような形で条例改正を行っております。これまで定住要件があったところ、就労要件、市内の事業所等に働いての方については免除対象にするという大きな改正をしております。それに伴う就労の確認をする様式等をここで規定させていただいているところであります。15条の第1項と第3項、第3項については、実際事業所等についてはどういったものか、というのを明確に規定させていただいているところであります。

次36ページ、これについては、免除の取消しにかかる内容になりますが、ここで大きな変更としては、旧規則第3項、一旦住民登録をして市外に転出して、また市内に転入すれば免除要件（該当に）なったところになるんですけれども、新条例においては、一旦転出をすれば免除の対象にしないという規定がありますので、ここの整理をさせていただいているところであります。

次に18条から21条関係、今回の条例改正の就労要件の追加につきましては、財源として市内事業所等の寄附金を活用するという考え方に立っております。その寄附金の申し出、寄附金の受領、寄附金の管理、寄附金の公表等について明確にここで規定させていただいているところであります。

最後に38、39ページですけれども、別表の備考の削除になります。これにつきましては、

学校の種別を本則できちっと規定をするということで、ここについては削除をさせていただいております。

40ページ以降が各種様式の改正内容になります。ここについては割愛させていただきたいと思います。提案理由については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第20号の説明がありました但質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

内容についての質問というよりも、前回の意見の確認等々、考え方の確認等々なんです但、寄附金の考え方については、やはり市内の定住ということを促進していく、就労ということを促進していくという意味合いは十分わかった上で、やはり、前回ふるさと納税の一部をこうしたところに充てていっていただいてはどうか、というお話もさせていただきました。改めてやっぱり思うところなんです但、特に福祉業界っていうのは、医療業界も一緒なんですけども、社会保障制度の中で、医療保険、それから介護保険、障害者支援っていう障害者の手当、給付等、社会保障の中で賄われてるわけです。

で、今、国のほうで議論になってるのが、ここに人員確保が難しいので、紹介会社に手数料を払って紹介していただくというところは大変問題になってまして、結局、皆さんの介護保険が紹介料に、紹介業者にいってるんですよ。流用されてるということですね。これがもう1人当たり半端じゃない額なんです。100万近い額、1人の看護師さん、介護士さんを雇用するってなると、紹介でも70万から高いところは100万。もう一気に10人ぐらい辞めてしまったから、10人確保しようってんだら本当に数千万とかいう形になって、それで非常に経営が難しくなったって、これ全国のケースなんですけども、そういったところもあって、もう本当に、そういった、いわゆる公的な公定価格の中で制度化をされてるところに対して、確かにこういった意義のある定住促進、就労促進を進めていくというのは意義があると思うんですが、やっぱりなかなか、医療福祉関係者には、そこをでは、ということをお願いするという、社会福祉法人にとっても、寄附を出すというのは非常に難しい部分もあったりとかしてですね。法の制度的にそういったところもあって、給付で逆に言えば成り立ってるところでもあるもんですから、そういった一定の分野もあるんだっていう認識はしていただいた上で、やはり今後も、やはりふるさと納税っていうのは、ガバメントクラファンと言われるような形で、一定、その趣旨の市長とか、市の方針でもってこういうところに使いますよっていうことができるわけじゃないですか。だからぜひ、やはり今後の引続きの検討として、ふるさと納税を生かしていくということも、引続きご検討いただきたいなとは考えます。一定の産業の代表としてお伝えさせていただきますよろしく願います。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

北島委員が言われますよう、やはりそういった業界あたりがあると思いますので、今回このあらかぶ奨学金も、新たに企業との協働という形での制度設計しておりますので、一旦これでスタートしてみてどういった状況になるのか。当然これ、継続的な、持続可能な制度となるためには、財源というものが必要になってきますので、その辺は今ご提案がありましたところを含めまして、検討をしていく必要があるかなと考えております。以上です。

○教育長

他ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第20号「西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第9】議案第21号「西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第9、議案第21号「西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第21号「西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、人事院規則15-15の運用について及び西海市会計年度任用職員の任用勤務時間休暇等に関する規則に基づき、病気休暇の取得日数、また、人間ドックの受診に係る特別休暇の算定について整備するため、当該規則について所要の改正をしようとするものです。

まず3ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。今回の改正では、13条病気休暇というところの改正を行っております。病気休暇の期間についての定義を改めております。また、日数につきましては、旧で、病気休暇はその開始の日から起算して20日としているところを、一の年度において10日の範囲内という形で改めております。

また、14条特別休暇において、新たに20号を追加して、人間ドックに係る日については特

別休暇を付与するという規定も新たに入れているところです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第21号の説明がありましたが質疑はございませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

この規則を制定するにあたって、こういった対象者っていうのはいらっしゃったのか、どの程度の状況だったのか、例えば病休日数とか、そのあたりがもしわかれば、過去の例をお願いいたします。

○教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

会計年度の、ここで記載されているのは外国青年任用ということで、ALTの先生のことに関することなんですけども、基本的にALTの先生についての病気休暇の取得について、報告はあっておりません。

○北島委員

1日ぐらい風邪で休んだぐらい。

○学校教育課長

そうですね。（病気休暇の取得は）なかったということで、はい。

○教育長

他にございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。お諮りします。議案第21号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第21号「西海市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第10】議案第22号「西海市自治公民館活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第10、議案第22号「西海市自治公民館活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第22号「西海市自治公民館活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西彼町及び西海町に属する自治公民館が実施する取組に対して助成を行う本補助事業において、昨今の物価高騰を踏まえ、補助金の算出方法の見直しを行い、さらなる自治公民館活動の推進及び地域活性化に資するため、当該要綱の改正を行うものです。

4 ページ、改正のポイントをご覧になっていただきたいと思います。ポイント1として、補助金上限額の引上げの経過をご説明いたします。本事業を主に活用している対象地域である、西彼地区、西海地区の行政区長より、少子高齢化による自治会加入率が減少して、また物価高騰により、地区行事や活動の維持が困難になっているため、自治公民館活動補助金の増額要望がこれまで寄せられてきております。このことを踏まえまして、地域活性化や持続可能な自治公民館活動の推進のため、補助上限額の算出方法である地区住民当たりの単価の見直しを図り、1人当たり180円としていたところを320円に増額するものです。

ポイント2、予算措置といたしましては、令和8年度の当初予算において、改正内容で予算措置をさせていただいております。

本年4月1日から施行予定となっております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第22号の説明がありましたが質疑はありませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

ちょっとお尋ねしますが、1人当たり180円にされていたのを、320円に引上げということで140円アップということですが、何を基準に決められているのか教えていただければと思います。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

矢吹委員のご質問ですが、この、日単価の180円を今回320円にしておりますが、この180円、320円につきましては、学校給食の平均単価を用いて算出をしております。市町村

合併当初に180円というのが設定されておりましたけれども、今回の予算要求時の積算では、320円平均ということで適用させていただいております。

○教育長

よろしいでしょうか。他ございませんか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

8年の4月1日から施行ということですが、私ども西海町に住まう者ですけど、公民館ごとにもうすでに総会が始まったり、来年度に向けて、これからといったところもあるんですけど、各自治公民館の集まり、うちで言えば区長さん方への説明とか、その後の各会計収支をするにあたっての、大きな根拠になるかなと思うんですけど、そのあたりの説明とかはすでになさってるのか、さらに、今後区長会とか何とか新年度あると思いますけど、そういうところでご説明していただけるということでよろしいのでしょうか。

○教育長

生涯学習班長。

○生涯教育班長

ただいまの谷口委員のご質問にお答えします。例年ですけれども、西彼町につきましては、区長会でご説明させていただいております。令和8年度につきましては、5月7日の連休明けに区長会がございますので、そちらに出向きまして説明をさせていただく予定にしております。西海町につきましては、各区長さん方から、以前からご要望がございまして、区長会ではなくて、会計とか区長さんに、夜に説明会を別に開いて欲しいということがございましたので、こちらも5月に説明会を開く予定にしております。以上です。

○教育長

よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第22号「西海市自治公民館活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第11】議案第23号「西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第11、議案第23号「西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育長

議案第23号「西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市組織機構の改編に伴い、同会議を構成する委員の属する組織名称が改められたことに伴い、当該規則における所要の改正をしようとするものです。

3 ページ、新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。旧要綱では、西海ブランド振興部農林緑推進課という部署名でありましたが、4月1日以降、産業振興部農林課に改められます。この内容の改正をするものです。以上でございます。

○教育長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第23号「西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第12】議案第24号「西海市奨学生選考要領の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第12、議案第24号「西海市奨学生選考要領の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第24号「西海市奨学生選考要領の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市奨学資金貸付基金条例の改正に伴い、題名の変更及び西海市奨学資金貸付基金条例施行規則を改定することによる条文整理を行うため、所要の改正を行おうとするものです。これにつきましては、改正のポイントをご覧になっていただきたいと思います。

ます。5 ページになります。

ポイントをまとめておりますが、ポイント 1、今回の改正の主な目的になります。これについては提案理由と同様ですので、割愛させていただきます。具体的な改正の内容ですが、学校等の定義の整備をさせていただいております。改正前においては、高等学校等と大学等を規則第 3 条第 1 号に規定する学校と定めておりましたが、改定後につきましては、それぞれを分けて、高等学校等を規則第 3 条第 1 号、大学等を規則第 3 条第 2 号とし、農業大学校等の学校、養成所又は養成施設を、規則第 3 条第 3 号から規則第 3 条第 9 号に整理させていただいております。

本年 4 月 1 日施行を予定しております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第 24 号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第 24 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第 24 号「西海市奨学生選考要領の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第 13】議案第 25 号「西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第 13、議案第 25 号「西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第 25 号「西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱において、別表に定める補助対象経費のうち、補助金の趣旨に照らして、事業効果を図ることが困難と思われる、入学支援事業を廃止するため、当該要綱における所要の改正を行うものです。

4 ページ、改正のポイントをご覧になっていただきたいと思います。主な改正点については、提案理由でも触れさせていただいたところですが、補助対象経費のうち入学支援事業については、入学者に対して入学時に要する入学の手数料、制服・体操服、通学かばん、教科

書購入費その他入学時の諸納金の一部補助を行うものになります。要綱第1条に定める補助金の趣旨に照らして、事業効果を図ることが困難と思われるため、補助対象経費を定めた別表において、これを削除しようとするものです。

この告示につきましては、本年4月から施行する予定で、令和9年度の入学者からこの項目がなくなるという形で整理をさせていただいております。

それと、参考情報といたしまして、市内3校の生徒数の推移、そして、入学支援事業における補助対象者の構成等を掲載させていただいております。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第25号の説明がありましたが質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

今回の要綱改正の背景にもあろうかと思うんですけども、いわゆるその検討会がこの魅力向上支援事業補助金に関して設置されてらっしゃるかと思えますけれども、その中での議論ですとか論点ですとか、先ほど言いましたように、この根拠となるような背景ですとか、そういったところが話の中で出ておるようであれば、教えていただきたいと。

また、そういったプロジェクトっていうのですかね、その検討会の中で、今どのような議論がなされているのかということも、あわせてわかる範囲で結構ですんでよろしく願います。

○教育長

教育総務課長。

○教育総務課長

この高校魅力向上支援事業は、4つのメニューがあって、そのうちの入学支援事業を今回削除しようとするもので、これについては、5ページに実績、補助金の実績がある中で、大体6年度（補助金の予算年度のこと。）におきましては127名入学した方がいて、大体5万円かければ630万ぐらいになります。で、7年度（補助金の予算年度のこと。）におきましてはトータルで100名の入学予定になっております。これについては、市の一般財源っていうところもありまして、700万ぐらいの予算を毎年組む中で、内訳としては半分が市内の中学校から、半分はよその学校からっていうところも背景にあります。

この高校の魅力化、要は高校の魅力っていうところを考えたときに、事業の中身、事業の中で魅力化を、何て言いますかね、魅力化を目指していければと。ただこれ（入学支援事業）については、入学のときの一過性であって、確かにこの事業で助かる保護者は当然おるとは思うんですけども、事業の趣旨に照らしたときに、これでいいのかというところを一旦見直しさせていただいております。学校のほうから、やはり喜んでいただく保護者は当然あったという声を聞かせていただいておりますけども、この辺につきましては、うちのほうの

やっぱり事情というところと、制度の目的っていうところも踏まえまして、学校のほうにはご理解をいただいているという認識でございます。以上です。

○教育長

教育次長。

○教育次長

補足させていただきます。北島委員から検討会というご発言がありましたが、一応県の教育委員会、市教委、そして3校の高校、あと地元や企業が参画する、イキイキ活性化コンソーシアムというのを設置して、今2年目になりますかね、実質的な活動は。そういったところで協議をしているところです。それについても、やはり最終的には地元の3校の魅力（向上）はどういった形で図るのかっていうところで、具体的にその3校の特色を生かした事業を展開しているところです。

この魅力向上支援事業補助金の対象や、目指すところと、イキイキ活性化コンソーシアムでの各学校の取組内容については、やはり整理が必要であると考えているところです。ですので、そのコンソーシアムで最終来年度も引続き活動していただくんですが、そこで出た成果については、やはりしっかりと地元の自治体としても支援をしていくべきであると考えておりますので、一旦この補助メニューを削減することによって、500万から700万ぐらいの予算の枠ができます。その中で、新たな支援策を検討するというのが1つの視点という形で考えておりますので、実質先ほど説明したように、令和9年度の入学生からなくなる形にしておりますので、来年度具体的な新たな支援策については、事務局といたしましても検討していきたいと考えているところです。

○教育長

北島委員どうぞ。

○北島委員

吉浦課長のご説明の背景ってのは非常に理解できるんですね。やっぱりその学校自体に魅力がないと入学したいと思わないわけなんで、入学の補助があろうとなかろうと、入ったかったらそこを目指すというのがモチベーションだと思うんですが。そこでお聞きしたかったのは、そのコンソーシアムのほうでの議論というのが、こういった財源を生かしていくっていうところになっていくということでしょうけども、過去やはりその2年間やってる中で、そういった方向性、各校の特徴をさらにブラッシュアップするとか、そういうブランディングしていくとか、そういったことはまだ議論として出てきてないんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたかったんですよ。今材料がなければ、また次回でも結構です。

今、全国で大学がものすごいやっぱり入学者が減ってきてます。これは人口減少の流れの中で、今もう本当に広告代理店とかを使ってブランディングやってたりとかしてるんです。それをやれっていう意味ではなくて、先ほども言ったように、高校の独自性とか特徴とか魅力とか、まさにそこを高めていかないと、入りたいとは思わないと思うんですよ。

私たちもそういった高校にアプローチする中で感じるところですけども、例えば西彼農高さんっていうのは、一定その広範囲から、やはりそこを目指してこられる方っていうのも、今少しずつ出てきてるっていうところには、やっぱり校風であったりとか、学校の方針であったりとかそういったところに共感されてるところも多いのかなと思うんで、そういったところを本当にやっぱり高めていただくといったようなことも含めて、せっかくそういった有識者も入ってらっしゃると聞いてますんで、ぜひ論点を高めていただければなと思ってます。よろしくお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

その取組をして2ヵ年目、実質的な活動としては2回目なのかと思うところです。具体的なコンソーシアムの取組内容につきましては、次回以降の定例会の折に報告をさせていただきたいと思っているところです。

○教育長

よろしいでしょうか、そういうことで。

○北島委員

はい。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第25号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第25号「西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第14】議案第26号「西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第14、議案第26号「西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第26号「西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」です。提案理由ですが、令和8年度西海市組織機構の改編に伴い、訓令の一部を改正しようとするものです。

6ページをお開きください。要綱の改正ポイントをまとめております。ポイント1、今回の改正の理由については、提案理由で申し上げましたので割愛いたします。主な改正点についてですが、まず部の所掌事務の変更ということで、これまでのさいかい力創造部が企画部と地域振興部に分割されております。

部の名称変更として西海ブランド振興部が産業振興部、課の所掌事務の変更として、学校教育課が教育総務課、学校教育課、課の名称変更として農林緑推進課が農林課という形になっております。

この訓令につきましては、本年4月1日から施行する予定になっております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第26号の説明ありましたが質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第26号「西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第15】議案第27号「西海市スポーツ施設審議会条例施行規則の制定について」

○教育長

日程第15、議案第27号「西海市スポーツ施設審議会条例施行規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第27号「西海市スポーツ施設審議会条例施行規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市スポーツ施設審議会の運営について必要な事項を定めるため、当該規

則を制定するものです。

4 ページをお開きください。今回の制定の理由については割愛させていただきます。制定の内容ですが、現在スポーツ推進審議会条例施行規則というのがありまして、スポーツ推進審議会というのを設置しております。制定の内容につきましては、推進審議会の規則を参照しております。次の構成になっております。

第1条が主旨、第2条が会議、第3条が会議録、第4条が会議の傍聴、第5条が補足ということで、実際その審議会の名称が違っただけで、同様の内容を規定させていただいているところです。

なお、施行時期につきましては、推進審議委員さんの任期が本年7月末までということになっておりますので、8月1日から施行する予定になっております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第27号の説明がありましたが、質疑はありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

確認だけなんですけども、これはもう4月以降も教育委員会での所管という理解でよろしかったですかね。

○教育長

教育次長。

○教育次長

スポーツ施設審議会の所管は教育委員会で、事務担当は社会教育課で担当する予定になっております。以上でございます。

○教育長

他ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第27号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第27号「西海市スポーツ施設審議会条例施行規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

【日程第16】議案第28号「西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会条例施行規則の制定について」

○教育長

日程第16、議案第28号「西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会条例施行規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第28号「西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会条例施行規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会の運営について必要な事項を定めるため、当該規則を制定しようとするものです。

4 ページに施行規則の制定ポイントをまとめております。ポイント2、制定の内容になります。本規則につきましては、次の構成となっております。第1条が主旨、第2条が会議、第3条が書面決議、第4条が会議録、第5条が会議の傍聴、第6条が補足という形になっております。施行時期ですが、条例が施行される本年4月1日を予定しております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第28号の説明がありましたが質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第28号「西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会条例施行規則の制定について」は原案のとおり可決されました。

【日程第17】議案第29号「西海市地域クラブ補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第17、議案第29号「西海市地域クラブ補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第29号「西海市地域クラブ補助金交付要綱の制定について」です。本議案の提案理由ですが、中学校部活動の地域クラブへの移行の支援を目的として、地域クラブへの移行に必

要となる経費に対し補助を行うため、当該要綱を制定しようとするものです。

制定のポイントを13ページにまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。ポイント1、制定の理由になります。中学校部活動の少子化等による部員不足により、学校単位での存続が難しいため、中学校部活動の地域クラブへの移行の支援を目的として、教育委員会から認定を受けた地域クラブに対しまして、移行に必要な経費の補助を行うため、当該要綱を制定しようとするものです。

補助の対象者ですが、教育委員会が別に定める、西海市地域クラブ認定制度の認定を受けた地域クラブを補助対象者としております。

ポイント3で補助金額をまとめております。まず、①として、定額で1万円プラス1,500円掛けるクラブ員数、②として10万円、③として10万円で、申請の初年度は①から③を合計した金額を上限として、2回目以降、2年目以降については、①と②を加算した額を上限といたします。①につきましては、中学校の部活動補助金、これと同じ算出根拠になっております。②につきましては、指導者の資格取得や謝礼、備品購入費等を想定した金額になっております。最後に③につきましては、クラブの創設費用等を想定しております。

なお、③については、1クラブ当たり申請初年度のみの対象ということで取扱いをする予定にしております。

本補助金に係る当初予算案の当初予算につきましては、令和8年度当初予算に計上済みです。ですので、施行時期を本年4月1日から施行する予定としております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第29号の説明がありましたが質疑はありませんか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

ご説明ありがとうございます。何点が質問させていただきたいと思うんですが、まずこの部活動の地域移行については、それを指導する指導者の確保がなかなか難しいものであると思います。教員が兼業としてこの指導者になるということが認められてると思うんですが、学校の先生で、そういった指導者になりたいとか、なってもよいというような声がどれぐらいあるのかわかってたら教えていただきたいのが1点。

それから、場所についてですが、市の施設をこう利用したりする場合の減免があるのかどうかっていうことをお尋ねしたいのが2点。

それから、補助額ですね。これが1万円プラス1,500円掛けるクラブ員数と、また指導者の資格取得や謝礼、備品購入等に10万ということですが、これは他の地域移行している自治体の補助額と比べて、妥当なのかどうかっていうことをお尋ねしたいのが3点目です。

それから4点目なんですが、そこまでの移動について、前回ご質問させていただいたときには基本的に保護者がそれを行うということでしたが、実際市のほうで、そういったことに對する何かしらのサポートっていうようなことは考えられないのかっていうことが4点目。

すいません、最後に5点目ですが、完全に地域移行する、部活動を廃止するという期限と

というのが、ある程度こう見えているのかどうかということをお尋ねしたいです。ちょっと多くてすみません。以上です。

○教育長

ただいま5点、質疑がありましたけども、1点目は学校教育課でいいですかね。教員で、先生の中で指導者を希望してる先生がいるのかどうか。学校教育課長。

○学校教育課長

学校教育課で把握してる部分は、あくまでも部活動の今の指導者の部分であって、その方々が地域クラブの指導をしたいというところまでの把握は、学校教育課としてはできてない状況です。

○教育長

把握できてないということですね。2点目から5点目は、社会教育課でいいですかね。社会教育課長。

○社会教育課長

それでは、2点目の場所の状況でございます。減免につきましては、通常減免は引続きさせていただきます。

また、他市の状況、この補助額の件でございますが、他市につきましては、この補助金制度を設立しているところというのはあまりございません。7年度で補助金のあるなしというのを確認させていただいたんですが、やはり半数程度しか、県内の市は半数程度しか補助のメニューをお持ちではないということでございます。

額につきましては、各市町それぞれでございますが、他の市町でいきますと、先ほど申し上げましたとおり、この補助金の、学校の部活動補助金、この額と同額の部分を予算担保して、補助金に充てているというところもございます。ただ、その上積み分でありますとか、初期費用分で上乗せしているところは、ヒアリングの中ではあまり聞いておりません

移動の部分につきましては、この地域移行が始まって以来、この移動の問題につきましては、皆様方からいろんなご意見をいただいているんですが、現状としましては、これまでと同様の親御さんの送迎でありますとか、そういったところをお願いするしかないかなと、今現状としては考えております。

最後が移行の分ですが、一応土日の地域移行、土日を学校のほうから離すというところにつきましては、令和10年度を目標に土日を移行するという目標で掲げておるところでございます。以上でございます。

○武宮委員

ご説明ありがとうございました。引続きよろしく申し上げます。

○教育次長

よろしいでしょうか。

○教育長

教育次長。

○教育次長

先ほど、市の社会体育施設の使用料関係の減免で、現在全額免除を適用させていただいておりますし、今後その予定にはなってるんですが、1つ留意していただきたいところが、公共料金の見直し作業を現在全庁的に行っております。これについては、公民館の施設、あるいは体育施設についても、やはり見直しを一旦図る作業を内部のほうで進めているところです。

特に教育施設については、使用料よりも減免の規定の取扱いをどういうふうにしていくのかっていうのは、大きな1つの重要な検討事項ではないかと考えております。ですので、要は補助金として支援をするという、1つの歳出側の手だてというのがありますし、減免をして、要は歳入側の手だてとして、支援策として、これまで減免規定を設けておりましたので、そういった視点もあります。今後検討の一応俎上に上げさせていただくということで、ご理解をしていただきたいと思っております。ですので、その未来永劫減免規定が適用されるというのは、今の段階でははっきりと申し上げられない状況になっております。以上でございます。

○教育長

他に。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

完全移行に関しては、令和10年度を目標ということは今回の議会の中でもそういうご答弁があっておりましたので、そのようにとらえておったわけですが、実際、あともう令和8年9年という中で、実際今はバレーボールのほうでクラブチームができているということ、あと女子バスケットでしたかね、西海中学校を拠点に一応モデルという形でやって、その後、その他のスポーツとか、文化も含めてですけど、そういう動きが見られている状況が教育委員会さんとして把握してらっしゃるのかどうか。今のところの現状を教えてください。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

ただいまの谷口委員のご質問でございますが、今おっしゃられましたとおり、バレーボールが地域クラブ、あと西海中学校のほうで女子バスケットの拠点校をさせていただいております。来年度、令和8年度から、西彼中学校におきまして、野球を拠点校部活動とし

てやっていけないかというところで、今お話をさせていただいているところでございます。また、他の地域クラブが立ち上がって、約10クラブ・地域がございますけれども、それにプラスアルファ、種目ごとにやはり足りない部分もございますので、バトミントンでありますとか、地域でやってらっしゃる方々に対して、今お声掛けをさせていただいております、そのクラブの設立を現状としては依頼しているところでございます。

○教育長

よろしいでしょうか。はい。他にございますか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

私も今、谷口委員がご質問されたところを聞きたかったところで、答弁では語れないところが聞けるかなと思ったものですから、ちょっと情報提供も含めて。

移送の問題。先ほどちょっと関連してお話ができればなと思ってますが、まずちょっと、今尾崎課長がおっしゃったそのクラブの活動の中で、川棚町のほうはスポーツクラブのほうで、これは地域内の高齢者も含めた、そういった移動支援も今検討されてらっしゃるということでした。財源は川棚町のスポーツクラブの運営費の補助金を活用していくといったようなことで、これは尾崎課長とも少し意見交換したところでもあるんですが、現在西海市内がそこを専属でやってらっしゃるスポーツクラブも少ないということで、そういった送迎関係の手だてが難しいところもあるのかなと思いますが、そういった市の補助、そういった方向の補助というものもあるといいかなと思いました。といいますのが、ちょっと先ほどの武宮委員のご質問に関連するんですけども、私どもが福祉医療関係者で協議会を作っているところで、地域の高齢者の皆さん、交通弱者の皆さんの移動支援のサポートができないかっていうことで、ガイドラインを今回作ったんですね。その中で有識者に入っていて、西海市の現状といいますか、特徴というものを見ていたんですが、やはり他の地区と全然違って、やっぱり急峻ですとか、過疎地域ですので非常に点在してるとか、集落とかがですね。なおかつ高齢者だけの問題ではなくて、今まさにその子どもの世帯、当然ですが西海市内の一般家庭の方は、共働きの方も多かたりするものですから、相当やっぱり、塾ですとかスポーツクラブ関係にはやりくりをされてらっしゃるだろうなというところが視点として挙げられました。

地域住民の皆さん、4地区の皆さんとワークショップをやったりとかする中で、そういった若いお母さんからそういった声もやっぱり上がってきたところです。引続き利用者のグループの中では、そういったところで福祉車両を使うとか、人手を応援するとか、またエレナさんも入っていただけてますんで、そういった商業施設とも連携するとか、もちろん先ほど言ったようにスポーツクラブの皆さんとの、当然一番そこが今回の件については、一番当事者でしょうから、関わっていただくとか、いろんな手だてをやはり考えていただきたいなと思っております。

その中でちょっと、非常に教育委員会の財産としての取扱いの難しさっていうのを聞いておりますけども、スクールバスの活用というところを、特に子どもさんの場合は、より、いわゆるそのスポーツ活動というところでの支援ということで、まだ切り口ができるのかな

と。その上で、それができれば、ちょうど高齢者の通院にいい時間帯に往来してるみたいなので、そういったところも含めて、やはり全市でいろんな部署をまたぎながら、かけ合わせながら、市民生活を支援していただきたいなと感じているところです。以上です。

○教育長

送迎について、スクールバスの活用等についてのご意見でしたけど、何か事務局でござい
ますか。教育総務課長。

○教育総務課長

スクールバスを所管している教育総務課としては、今の形でいけば、もう子ども限定、通
学、下校の限定となってますけども、市内、先ほど言われましたように、もう全体の問題に
なって、その足の確保というのがですね。そういったことは、新しい、今度地域振興部の中
の交通政策担当部署ができますので、そちらが全体の公共交通、地域公共交通というのをど
うしていかっていく中で、その中で輸送資源、輸送手段の1つのスクールバスっていうと
ころも、どういった、今後運行が市民にとって、子どもだけじゃなくて、市民にとっていい
のかっていう材料にはなっていくと思っておりますので、その辺は、市長部局のほうと連携
して協議をしていかなければならない時期に来てるという認識をしているところです。以上
です。

○教育長

はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

長くなって申し訳ないんですが、山口県長門市の地域移行の事例を少し前に見させていただ
いて、そこは5校中学校があるんですけど、そこを1校にまとめて、そこであらゆる部活
を実施していくということで、そこまで各校からスクールバスで送迎をするというような取
組、また、その学校の中にも、事務局を設けて、そこでやっていくというようなことを見
たりもしたので、可能性としては、そういったスクールバスの活用っていう形もあり得るの
かなということを思っておりましたので、申し添えておきたいと思います。以上です。

○教育長

ご意見ありがとうございました。他ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第29号は、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第29号「西海市地域クラブ補助金交付要綱の制定につ

いて」は、原案のとおり可決されました。

○教育長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。その他について事務局から諸報告をお願いします。

(資料により報告)

○教育長

各課からの報告が終わりましたが、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。(午前11時00分閉会)

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
